

定 款

社会福祉法人 永 寿 会

社会福祉法人永寿会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ 老人短期入所事業の経営

ロ 老人デイサービス事業の経営

ハ 老人介護支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人永寿会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山梨県南都留郡鳴沢村に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 金1,000,000円

(2) 山梨県南都留郡鳴沢村字炭焼塚 5 0 6 1 番地、5 0 6 2 番地、5 0 6 3 番地、
5 0 6 4 番地、5 0 6 5 番地-1、5 0 5 7 番地-1、5 0 5 7 番地-3
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根、亜鉛メッキ鋼板葺 4 階建富士山荘 荘舎 1 棟

1 階 1, 4 7 1. 5 5 m²

2 階 5 5 8. 5 4 m²

3 階 3 1. 6 2 m²

4 階 1 6. 5 0 m²

鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建 1 棟

1 階 8 4 0. 5 0 m²

2 階 7 8 3. 0 0 m²

(3) 山梨県南都留郡鳴沢村字炭焼塚 5 0 5 7 番 1 所在の特別養護老人ホーム富士山荘
敷 地 (3、9 4 3 m²)

(4) 山梨県南都留郡鳴沢村字炭焼塚 5 0 5 7 番の 3 1 1 2. 3 7 m²

(5) 山梨県南都留郡鳴沢村字炭焼塚 5 0 6 1 番の 2 6 8. 7 9 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 2 9 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山梨県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山梨県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 0 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 1 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 2 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山梨県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山梨県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人永寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	鷹野 千秋
理 事	根津 千年
理 事	渡辺 勝義
理 事	渡辺 月丸
理 事	根津 功
理 事	鷹野 矩子
監 事	竹下 泰
監 事	赤沢 国昭

附則2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上」とする。

この定款の変更は、昭和63年3月29日から適用する。

この定款の変更は、平成2年2月22日から適用する。

この定款の変更は、平成6年3月29日から適用する。

この定款の変更は、平成8年4月17日から適用する。

この定款の変更は、平成9年1月22日から適用する。

この定款の変更は、平成13年11月6日から適用する。

この定款の変更は、平成13年12月27日から適用する。

この定款の変更は、平成17年7月7日から適用する。

この定款の変更は、平成18年5月22日から適用する。

この定款の変更は、平成19年6月14日から適用する。

この定款の変更は、平成20年11月11日から適用する。

この定款の変更は、平成23年12月21日から適用する。

この定款の変更は、平成24年12月19日から適用する。

この定款の変更は、平成25年6月22日から適用する。

この定款の変更は、平成29年4月1日から適用する。

これは当法人の定款です。
社会福祉法人 永寿会
理事長 鷹野 吉章

社会福祉法人永寿会 定款細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人永寿会定款（以下「定款」という。）第40条の規定に基づき、定款の施行に関し、社会福祉法人永寿会（以下「本会」という。）の運営及び業務執行等についての必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会の運営事項)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営に関する事項については、理事会において別に定める評議員選任・解任委員会運営規程において定める。

第3章 評議員会

(理事及び監事の評議員会への出席)

第3条 議案その他の議題を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の招集手続)

第4条 理事長は、評議員会を招集する場合には、定款第12条の規定に従い、理事会の決議によって、次の事項を定め、評議員会を招集する。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

2 理事長は、定款第12条第2項の規定に従い、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の規定による招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われないうとき。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられないとき。

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日より1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって評議員に通知を発しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

(招集手続の省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的記録を徴し、記録しなければならない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第7条 定款第12条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人により行使することができない。

(書面等による決議の省略)

第8条 定款第13条第4項の規定により、理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(理事の評議員会への報告)

第9条 理事は、法令及び定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第10条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 当該評議員が当該事項について説明を求める旨の評議員会の日より相当の期間前に本会に通知したとき。

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易であるとき。

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなるとき。

- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由があるとき。

(議事録)

第11条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表2の事項を記載しなければならない。なお、定款第14条第2項の規定に従い、議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、事務所に評議員会の日から10年間備え置かななければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第12条 理事会は、毎年度3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 その他、理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第101条第2項の規定に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請

求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第13条 定款第25条第1項の規定により理事会は理事長が招集する。ただし、次の場合は除く。

(1) 定款第25条第2項の規定により、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集するとき。

(2) 前条第2項第3号及び第4号の規定により理事が招集するとき。

(3) 前条第2項第5号の規定により監事が招集するとき。

2 定款第25条第2項の規定により、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号及び第4号の規定による場合にあつては理事が、同項第5号の規定による場合にあつては監事が招集する。

4 理事長は、前条第2項第3号又は第5号に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手續)

第14条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の事項を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第13条第2項第2号の規定による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手續を省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第15条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から、その都度互選により選出する。

(理事会の決議事項)

第16条 定款第26条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表3に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第17条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該

理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第18条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第19条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(書面等による決議の省略)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、定款第26条第3項の規定に基づき、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の理事会への出席)

第22条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第23条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表4の事項を記載しなければならない。なお、定款第27条第2項の規定に従い、議事録には、出席した理事長及び監事は記名押印しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければ

ばならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、事務所に理事会の日から10年間保存するものとする。

第5章 業務執行理事の執行権限

(業務執行理事の専決事項等)

第24条 定款第15条第3項の規定により業務執行理事を配置する場合は、定款第17条第3項の規定に従い、理事会において、業務執行理事が分担して専決執行する業務を別に定める。

第6章 監事

(監事の選任議案)

第25条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

第26条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第27条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第7章 その他

(秘密の保持)

第28条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員並びに委員会の構成員（以下「役員等」という。）並びに役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(細則の改廃)

第29条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この細則は、平成29年5月28日から施行する。

別表1（第7条第1項関係）

評議員会決議事項

内 容	議決数	
	過半数	三分の二
定款の変更		○
法人の解散		○
吸収合併契約の承認		○
新設合併の承認		○
役員、監査人の選任	○	
役員（監事に限る）の解任		○
役員（監事以外）の解任	○	
役員、評議員の報酬等の支給の基準承認	○	
臨機措置の承認	○	
理事の報酬	○	
監事の報酬	○	
計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認	○	
基本財産の処分	○	
残余財産の処分	○	
社会福祉充実計画の承認	○	
役員等の責任の免除（すべての免除）	総評議員の同意	
役員等の責任の免除（一部の免除）		○
公益事業の運営に関する事項の承認	○	
収益事業の運営に関する事項の承認	○	
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	○	

別表2（第11条第1項関係）

評議員会の議事録記載事項

記載事項	
1	開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事又は監事が出席した場合における当該出席の方法を含む。）
2	評議員会の議事の経過の要領及びその結果
3	決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
4	次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 （1）監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき （2）監事を辞任したものが、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき （3）監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めて、評議員会に報告したとき （4）監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
5	出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
6	議長の氏名
7	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表3（第16条関係）

理事会決議事項

内 容	議決数	
	過半数	三分の二
法人の業務執行の決定	○	
理事の選任候補者又は解任候補者の決定	○	
監事の選任候補者又は解任候補者の決定	○	
選任・解任委員会委員の選任及び解任	○	
選任・解任委員会の召集	○	
評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	○	
評議員会の招集	○	
理事会の招集権者の決定	○	
定款細則の決定	○	
理事及び監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準案の承認	○	
従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
内部管理体制の整備	○	
競業及び利益相反取引の制限	○	
臨機の措置の同意		○
理事長及び業務執行理事の選定・解職	○	
重要な職員の選任および解任	○	
基本財産の処分の同意		○
重要な財産の処分及び譲受け	○	
多額の借財	○	
事業計画書及び収支予算書等の同意		○
事業報告及び決算の承認	○	
資産の管理	○	
会計処理の基準	○	
社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	○	
公益事業の運営に関する事項の同意		○
収益事業の運営に関する事項の同意		○
その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	○	
その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規定の制定及び改廃	○	

別表4（第23条第1項関係）

理事会の議事録記載事項

記載事項	
1	開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事が出席した場合における当該出席の方法を含む。）
2	理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 （1）理事の請求を受けて召集されたもの （2）理事長以外の理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が召集されないため、その請求をした理事が召集したもの （3）監事の請求を受けて召集したもの （4）監事が召集したもの
3	理事会の議事の経過の要領及びその結果
4	決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
5	次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 （1）競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告 （2）理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告 （3）理事会で述べられた監事の意見
6	理事会に出席した者の氏名
7	議長の氏名